

別紙

(1) 開会

事務局

ただ今から、第225回宮城県個人情報保護審査会を開会します。本日も委員5人全員の御出席をいただいておりますので、条例第50条第2項の規定に定める定足数を満たしており、会議は有効に成立しております。

それでは、議事に入らせていただきます。条例第50条第1項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

(2) 個人情報保護条例の改正について【公開】

○個人情報保護条例の一部を改正する条例について

佐々木会長
事務局

一つめ、個人情報保護条例の改正について、事務局から説明をお願いします。

はい。まず先に、「個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、御報告させていただきます。この案件につきましては、9月8日の審査会におきまして御意見を頂戴して、法令担当とのやりとりに係る細かい修正についてはお任せいただくということで結論が出ておりました。最終版については次回審査会に報告させていただきたいと申しましたので、今回最終版の報告をさせていただきます。

資料はクリップ留めにしたもので、資料1「個人情報保護法等の改正内容と個人情報保護条例の改正方針」、資料2が新旧対照表、資料3が改正後全文になります。主に新旧対照表に則りまして、9月に付議したものから変更になった部分について説明いたします。変更点は新旧対照表に黄色マーカーを塗っておりました。

新旧対照表の2枚目にいきまして、第2条第2号、要配慮個人情報のところですが。読み上げますと、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして」とここまでは同じですが、次からは9月の時点では、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」という規定でしたが、最終的には「実施機関が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。」と修正になっております。「実施機関が別に定める」ものとしては、条例の施行規則で定めるということで準備を進めていく予定でございます。

2点目は、第6条第1項第6号です。9月の時点では、「5の2 記録項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」となっておりましたが、「6 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」と修正しております。以下「六から十一」は「七から十二」にずれることとなります。

3点目ですが、2枚目の裏面で、第41条になります。改正前の第41条第1項を削って、第2項が第41条になるという改正です。先にはタイトルが（指導助言）となっておりましたが、（普及啓発等）と修正しております。

4点目が、改正後の第41条ですが、（ ）の中で「以下この章において同じ。」となっておりましたものを、第42条から第44条まで削除する関係で、章というほど条文の数がないものですから、「第45条において同じ。」と修正しております。

最後に、5点目ですが、これが9月の時点ではなかったところでございます。第41条第1項の指針の作成を削除したことによって、審査会の設置に係る第46条においても当該条項を削除することになりました。

9月時点の案からの修正は、以上5ヶ所になります。

それから、資料1の3ページを御覧ください。以上の改正を踏まえて、附則が何点かございます。★印のところですが。

1つ目は施行期日の附則で、要配慮個人情報の規定の新設関係規定は、個人情報保護審査会への諮問等の準備期間が必要となるので平成30年4月1日施行とし、それ以外の個人情報の定義の明確化や事業者規定については公布日施行とするというものです。

2つ目は、要配慮個人情報の規定の新設関係規定が平成30年4月1日施行されますと、個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報が含まれる場合はその旨の記載が必要になってきますが、これにつきましては、条例の施行後遅滞なく変更するという規定を置いております。

佐々木会長
事務局

3つ目は、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定の削除に伴い、施行前に行われた勧告等に関する経過措置を設けたのが、附則の第3項、第4項、第5項になります。

最後に、要配慮個人情報の規定の新設に伴って、施行前でも審査会に意見を聴く必要があるので、準備行為に関する附則を設けたのが第6項になります。

個人情報保護条例の一部を改正する条例について、最終版の報告は以上になります。

今御説明いただいた点について、質問等ございませんでしょうか。

すいません。1点補足させていただきます。

先ほど、第41条第1項の指針の作成を削除した部分に関して、言い忘れたことがありますので、付け加えさせていただきます。手引の237ページを御覧ください。第41条第1項は事業者が取り扱う個人情報の保護について知事が指針を作成して公表するという規定ですが、当該条文に基づき手引237ページの指針が作成・公表されております。指針にも条例第41条第1項の規定に基づき定めるものである旨規定されておりますので、本指針についても対応が必要になってくるところでございます。これについては後日の審査会にお諮りするなりなど、対応させていただきたいと思っております。

中原委員
事務局

第42条から第44条のところですが、従来は、主務大臣の権限と知事の権限はどのように考えられていたのでしょうか。

第42条から第44条につきましては、正直に申し上げますと、主務大臣の権限と条例上の知事の権限が一定部分重複していて、ただ、法律では取り扱う個人情報が5,000人以下の事業者には規定が及ばなかったもので、少なくともその部分は条例でしか規律していなかったということになります。今回の法律改正で、5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者も個人情報保護法の対象となりましたので、今現在は完全に重複しております。ですから今回の条例改正で規定を削除して重複を解消するというところでございます。これまで条例上重複した部分の整理は必ずしも明確にはされていなかったということでございます。

中原委員
事務局
中原委員
事務局

今後は国の個人情報保護委員会に一元化されるということですね。

はい。

従来の実績というはありますか、条例上の。

個人情報保護法施行後は指導等の実績はございません。苦情相談は随時受け付けておりますが。

中原委員
事務局
佐々木会長
事務局

勧告・公表等はなかったと。

なかったということでございます。

よろしいですかね。今日は確認ということですね。

はい。最終的にこういう形になりましたという報告になります。

○個人情報保護条例の運用上の課題について

佐々木会長
事務局

では、次第に沿って、次に個人情報保護条例の運用上の課題について、事務局の方から御説明をお願いします。

はい。

個人情報保護条例及び情報公開条例の運用上の課題といたしまして、報告を兼ねた御相談ということで説明させていただきます。

資料は机上に配布しておりますA4横のもので右上に資料1と書かれたもの、こちらのクリップ留めの資料で説明させていただきます。2枚目以降、A4縦で資料2と書かれたものが、関係する法令の抜粋版でございます。法律、条例が記載されておまして、最後に事務取扱要綱の抜粋を記載しております。次のホチキス留めの資料3ですが、こちらが現行の解釈・運用基準の関係箇所抜粋版でございます。

それでは、資料1を参照しながら説明させていただきます。

まず、「1趣旨」といたしまして、個人情報保護条例及び情報公開条例、開示請求に関してはそれぞれ同様の規定が設けられているところでございますが、運用上の課題が生じておりますので、今後の対応について御意見をいただきたいというものでございます。

次に2内容でございます。「不適法な請求の取り扱いについて」としております。読み上げます。

「2条例では、審査請求の対象となる処分として、『開示決定等』の類型を列挙して定

義しておりますが、不適法な請求（いわゆる、形式上の不備や適用除外がございますが、）これらに該当する場合に対する『却下』が、開示決定等に文言上明確には含まれておらず、『却下』を行った場合に審査会への諮問義務があるか不明確になっている」という課題でございます。

なお、審査会への諮問を行うこととしているため、他の行政処分とは異なり、行政不服審査法の改正時に2条例にそれぞれ特別の定めを置いて、行政不服審査法上の審理員審理の適用除外とした経緯があるということは、委員御承知のとおりでございます。この個人情報保護条例、情報公開条例の開示決定等の処分は審査会へ諮問をすることから特別扱いとなっているということでございます。

ところで、不適法な請求とはいったいどのようなものがあるかについてですが、点線で囲ってある不適法な請求の例を御覧ください。

1として形式上の不備がございまして、これは開示請求等を行う際、条例上は開示請求書を提出することとされておりますが、この手続に形式上の不備がある場合に、さらに補正を求めても補正に応じない場合に該当するものでございます。そのような場合、現在は却下通知というものを請求者に送付しております。

例としては、「宮城県が保有する補助金に関する一切の文書」という請求があった場合、県は膨大かつ多種多様な補助金に関する文書を保有しておりますので、いったい何の補助金に関する文書であるとか、いつの文書であるといった事がわからないと文書の特定ができないということになります。一般論として、行政組織の活動は多種多様であるのに、そのすべてに係る行政文書を請求しているとは考え難いことに加え、そのような包括的請求を容認するならば、対象文書の量が膨大となり、請求者が閲覧・謄写を行うこと自体が困難となる一方、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されるような場合のような、包括的大量請求にあっては請求権行使の要件としての文書特定を欠くと考えられております。

ただし、基本的にはそのような請求があった場合、請求者と連絡して請求の趣旨をよく確認し、対応できるかたちに落ち着けるといった調整を従来からやっておりますので、ここ数年で本県においては形式上不備ということで却下した事例はございません。

次に2ですが、適用除外となる文書ということで、条例上いくつかの適用除外となる文書が規定されております。具体的には、①他の法令で開示することが規定されているもの、②図書館その他の県の施設で県民の利用に供されているもの、③行政機関個人情報保護法や情報公開法の適用除外となるもの、でございます。これらを開示請求された場合は、条例の対象とならないということで、却下となります。

例としては、宮城県図書館が保有する「特定図書」を開示請求された場合が該当するかと思われまふ。こういった請求に対する実際の運用は、既に閲覧等が可能であることを教示した上で、開示請求の取り下げが行われることが一般的です。

ただし、この適用除外となるもののうち、国の法律の適用除外となるものの、取り扱いで議論になることがございます。具体的には「訴訟に関する書類」は刑事訴訟法で情報公開法等の適用除外とされておりますが、実際に何が「訴訟に関する書類」にあたるかは個別に検討を加える必要がございますので、必ずしも外形的に明らかになっていないという解釈上の問題がございます。

さらに※を付しておりますが、他自治体等にあつては、反復継続的に行政の業務遂行を阻害することを目的とした請求を、権利の濫用であるとするものがございます。こちらはこういったものが権利の濫用に当たるか、未だ十分な事例が積み重なってございませぬので、本県においてその基準等は整備しておらず、その適用事例もございません。

今、御説明申し上げたようなものを今回不適法な請求と呼んで、これらに対する処分として現在「却下」の通知を発出する取扱いとしておりますが、これが審査会への諮問義務のある開示決定等に含まれ、そのことを明確化する必要があるのでは無いかということが問題意識でございます。

そして矢印の右側に移りまして、まず現状でございますが、個人情報保護審査会において、以前却下に係る事案の審査を行ったことを踏まえた現状でございます。すなわち、「却

下」通知を行う運用を現在も維持しており、ただし運用上は「開示しない旨の決定」に含まれることとして、審査会への諮問義務がある処分として取り扱っていると。実施機関にはそのように指導しているということです。

そして今回、事務局、条例所管課といたしましては、下の案1、案2の方法により、その取扱いを明確化したいと考えておりまして、審査会の御意見をいただきたいと考えております。

案1については、条例を改正する案でございます。

不適法な請求についても、開示しない旨の決定に含まれ、従って審査会への諮問義務のある開示決定等に含まれることとする場合、現在の条例上の4区分とのバランスが問題になるかと考えております。具体的には、存否応答拒否や不存在といったものを個別に規定するにも関わらず、開示しない旨の決定に関するもののみ、異なった理由で行うということになりますので、バランスが悪いので、新たに開示決定等の類型を2区分に整理しなおし、全部又は一部を開示するか、あるいは開示しないかの2区分のみとし、いずれの事案も審査会へ諮問義務が生じるものであることを明確化したいというものです。

案2については、条例を改正することまではせず、解釈・運用基準を改正し、却下通知を廃止して、「形式上不備や適用除外といった不適法な請求の場合も『開示しない旨の決定』を行うこととする。」といった基準を設けるに止めるというものです。この場合、存否応答拒否決定や不存在決定は併存することとなりますので、全部又は一部を開示する旨の決定と、存否応答拒否決定、不存在決定、そしてそれ以外の理由で開示しない決定の4区分ということになります。

事務局といたしましては、積極案として条例を改正することが理にかなっていると考えておりますが、問題点を説明するにしてもこのとおり複雑な関係になっておりますし、条例の根幹部分に関わる部分でございまして、運用に支障がなければ条例を改正するまでもないのではないかとということで庁内には慎重意見もございまして。

3の今後でございまして、いずれの方法にいたしましても、何らかの形で現行の却下制度は改めるべきではないかと考えてございまして、審査会の御意見を頂戴した上で対応を急ぎたいと考えております。

ただし、それぞれの条例に同種の文言がある一方で、審査会はそれぞれ別に置かれている関係から別個の御意見を頂戴することもあるかと思っておりますし、片方だけ改正して片方は改正しないというわけにもまいりませんし、本日御意見をいただいた上でもさらに調整すべき点が多くございまして、その先はまた執行部としての事務局にお任せいただくことになるかと思っております。

しかし、まずは本日率直な御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございまして。

佐々木会長

ありがとうございました。

まずは、質問を受けたいと思いますので、委員の皆様からあればお願いします。

はい。中原委員から。

中原委員

不適法な請求の例として1と2があげられていますけれども、実は1と2でかなり条例の適用関係に違いがありまして、1は形式上の不備で、結局開示をしない決定には違いありませんので、運用で開示をしない旨の決定に含まれるという解釈も十分可能だと思いますし、明確化のために条例を改正して含まれることとするのも可能だと思いますが、2の適用除外の方は、例えば条例の59条2項ですよ。この審査会でも課題となった。これは条例の中で第3章の規定は適用しないとなっておりますので、この第3章の中に開示決定等の規定も含まれているわけですよ。第21条も含まれていますので、従ってそのまま第21条を改正して適用除外を含むといったとしても、概念矛盾が出ると。第59条2項の方では第21条も適用除外となっておりますので、条例を改正してもやはり適用をされないということになってしまいますので。しかしこれについては国の法律も同じ建て付けになってございまして、やはり開示決定の規定自体が適用除外になっているのですが、運用上は国の方でもこれは不開示決定をして審査会に諮問されていると。

本来は第59条2項のような形で適用除外とするのではなくて、不開示情報として規定

をした上で決定をするということであれば、矛盾はしないわけですがけれども、しかし国の法律もこういうかたちで、規定上は適用されないはずなんですけれども、運用で開示決定等としているということなので。それに合わせるとすれば、これについては運用で、本来は条例上の不開示決定じゃないはずなんですけれども、不開示決定とすると。

事務局 この審査会で問題になったときも、そういった御議論をいただいておりまして、おっしゃるとおり国の法律の方でもそういった取扱いとなっていると。

今回案の1案の2で違う点として、条例上のバランスが、案の2の方だと少しバランスが悪いのではないかと。突き詰めればその1点でございます。

中原委員 その点は私も案の1、これは国の法律の場合は存否応答拒否や、不存在も不開示決定に含むというような形で、括弧書きで、全部を開示しないときに不存在や存否応答拒否も含むとしているので、その方がスッキリはすると思うのですけれども。不開示決定に入れてしまうと。案の1であれば。

適用除外を第21条に書くのは、ちょっと無理があるかもしれませんが。

なので、案の1のように条例改正をして2区分にするというのはいいと思います。

佐々木会長 ほかの先生方がいかがでしょうか。

桑村委員 今回の中原委員の御指摘によりますと、形式上不備というのは、括弧に含めて構わないということですか。適用除外のものだけ運用という風に切り分けて対応するということが考えられると。

中原委員 はい。

事務局 図の中の開示しない旨の決定の中の括弧書き、全部非開示、存否応答拒否、不存在、形式上不備、適用除外等についてなのですが、概念上このような開示しない旨の決定にはこの括弧書きのようなものが含まれるというイメージなのですが、国等の法律に合わせるのであれば、全部非開示ということも特に条文上書かずに、(存否応答拒否と不存在も含む)というような書き振りで条文上明確化されていないのが、国の法律なのですね。

一応この箱の中はこういうものが含まれるというイメージでして、条文をこのとおり構成するというものではございませんでしたので、すいません。

改正するとすれば、この際法律の書き方に合わせようかなと考えておりました。

中原委員 私も形式上の不備は解釈上開示しない旨の決定に含めることはできると思いますので、国の法律と同じように書けば、解釈運用基準の方で補足すると。

佐々木会長 細川委員いかがですか。

細川委員 お話を聞いていますと、案の1の方が今後運用しやすいのではないかという気がしてきました。

佐々木会長 米谷委員はいかがですか。

米谷委員 私は、そのような方向でよろしいかと思いましたが、ちょっと書きぶりのイメージができていなかったのですが。

佐々木会長 ちなみに国のものはどのような書きぶりかわかりますか。

事務局 すいません、国の法律をつけていませんでした。

中原委員 国の法律は第18条2項で、「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、）これが存否応答拒否ですね。「及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」このように括弧書きで存否応答拒否と不存在を含むとして、その場合には開示しない旨の書面で通知を送付するとなっていますね。

事務局 現行の条例から、国の法律に寄せたとすると、資料2の3ページを見ていただきまして、開示請求に対する決定等が、こちらが開示決定等の定義が書いてある部分なのですが。下線部が、今4項目に列挙してある部分でございます。今中原委員から御紹介いただきましたように、国の法律に合わせるとすれば、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定、開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定で、「,」ではなく「()」にして、(第20条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を含む)と、以下「開示決定等」と総称する。というようなイ

メージになるかと思えます。

なので、もし作ると、「,」が「()」になっただけで、微々たる修正なのですが、解釈上は、こうすることによって、開示請求という申請に対して、何らかの応答が出来るか、それとも何も見せられないのかという2区分に分かれますので、処分としてはわかりやすくなる。

桑村委員

そうしますと、形式上不備は、今は却下としているところを、これは今後開示しない旨の決定ということで、通知を出すと。というところでの違いが出てくると。

事務局

そうです。却下というものが、この現在の21条を見ていただくとなかなか読み取れないと。4項目に分かれている限り4つしか処分がないように条文上は見えてしまうのですね。ただ実は却下というものと。

桑村委員

2類型にしたときに、現在の却下の通知が開示しない旨の決定という通知にかわって、ただし適用除外については却下を行い、ただし運用で開示をしない旨の決定に含むこととするということでしょうか。

事務局

適用除外の場合も、却下という通知ではなくて、開示しない旨の決定を、運用を変えて。

桑村委員

そこは解釈運用基準に基づいてそういう決定を行うということですね。

事務局

そうですね。第3章の規定を適用しないと条例上は書いてあるのですが、解釈上で、その時は開示しない旨の決定を行うと規定して、開示しない旨の決定を行うと。文言上どうかという御議論があるかもしれませんが、国のやり方に合わせるとすればそういったものになってくると。

佐々木会長

現状の問題、課題というのは、形式上の不備と適用除外という関係で、条例にない却下というものを運用でなさっているということがあって、何かその条例そのもの自体に問題がある、そこから論理必然的にそういう却下というものが生まれているわけではないですよ。論理必然的に却下というものが生まれ、改正をすると却下というものがなくなるという関係にあるのであれば、条例を改正しましょうということになっていくんだろうけど、その関係が、私はまだできていないですね。

却下というものが条例に無いのに、運用で行われているという問題と、中原委員からさっき御指摘があったように、適用除外というものが第3章もなっているのに、第3章に含まれる21条で決定をしなければならないというものなので、第59条で適用除外となっているものに対して、開示しませんということが理屈上第21条じゃない別の何か理由で開示しませんとか却下しますと読み取れるのか。

結局、第3章が除外されるとすると、第21条も除外されるんでしょうか。

中原委員

私は結論的には今事務局から説明があったとおりでいいという風に考えておきまして、まず却下については資料2の1ページの行政手続条例第7条の中で、もともと行政処分について、棄却と却下という区別はされていなくて、裁判の判決の場合には重要な事項になりますけれども、第7条によれば、形式上の不備についても請求を拒否しなければならない、拒否処分的一种になりますので、いずれも申請を拒否する処分であって、拒否する理由の内容が要件を満たさないのか、形式上の不備なのかという理由の違いということになりますので、その意味では形式要件不備の場合にも不開示決定には違いなくて、ただ理由として形式要件不備であるということなので、その点は条例を改正してもしなくとも変わらないところなのですが、ただ現行条例が不開示決定をかなり限定的に規定していてわかりにくいので、もっと広げるということをはっきりさせるために改正するという御提案で、それでよいと思えます。

他方で、適用除外の問題は、規定上解決するのはなかなか難しく、私は適用除外ではなくて不開示情報として規定すれば説明はつくと思うのですが、国の運用と齟齬が出てきてしまいますので、ここは運用で対応せざるを得ないと思えますので、運用で不開示決定をするということですよ。理論的には条例の仕組みにのってこないの、何も決定しないというのも法的には可能なのですが、実際には解釈上争いがあるときに、決定がないと争いのとっかかりがなくなってしまうので、国も不開示決定を行うという運用をしていますので。それは条例を改正しても対応は難しいと思えますので。いずれにしても運用で代用することになると思えます。

佐々木会長 今、中原委員から整理いただきまして、処分はシンプルに、処分の理由をきちんと整理すると。そういう意味では、改正した方がより明確になるのではという御意見ですけれども。

他の委員はいかがですかね。

この審査会としては、今中原委員からお話があったような方向性、ですから処分の区分はシンプルに整理をして、その理由で区分をするというかたち。ですからこれでいくと案の1ということになるんですかね。そういう理解でいいですかね。

という風に意見を統一したということでもよろしいですか。

じゃあそういうことで、審査会としてはそういう意見だということでお返しします。

事務局

ありがとうございます。後日、情報公開審査会の方にも同種の案件をお諮りしまして、また御意見を頂戴しまして、その結果も踏まえて対応してまたご報告できればと思いますので。ありがとうございました。

○要配慮個人情報の収集制限に係る意見聴取について

佐々木会長

それでは、要配慮個人情報の収集制限に係る意見聴取について事務局から説明願います。

事務局

要配慮個人情報の収集制限について御説明させていただきます。資料は、A4版の「要配慮個人情報取扱制限の適用除外に係る審議について」とA3版の表を使って説明させていただきます。前回9月の審査会において法令の規定がないものについては、審査会の意見を聴いて収集の可否を判断していただく旨お話をさせていただいておりましたが、期間がありましたので改めて審査の必要性からお話をさせていただきます。

今後予定しています個人情報保護条例の改正によりまして、別添に列記する11項目を含む個人情報は「要配慮個人情報」として規定されるようになります。要配慮個人情報については、従前からの機微情報に対する取扱制限であるように原則収集禁止を適用することが予定されています。例外的に要配慮個人情報を取り扱うことが認められるのは、条例第7条4項ただし書に規定する次の3つの場合に限られます。1つ目は、法令に定めのある場合。2つ目は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持を目的として収集する場合。3つ目は、審査会の意見を聴いた上で実施機関が個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認める場合となっております。3つ目の審査会の意見を聴くとは、実施機関が行っている事務について審査会に対し諮問し、審査会から答申を得る必要があることとなります。改正条例の公布から施行までの間に、(1)及び(2)に該当しない要配慮個人情報に関する事務について諮問を予定しています。限られた時間での審査会において効率よく審査会を進めるため、諮問の形式と審査の手法について説明をさせていただきます。

要配慮個人情報についてですが、以前の審査会でも御説明させていただいておりますが、別添の11項目が該当するものとなっております。それぞれの内容につきましても法律と同じ定義とするものであります。既存の事務におけます要配慮個人情報の取扱状況ですが、平成29年9月から10月にかけて再度調査を行いまして、現在のところは、法令等に該当しないものが131事務ございます。これは、現時点での集計となっております最終的な数字ではありませんので、今後変更もあるものであります。

この131事務につきまして、審査会へお諮りいたしまして整理していく予定となります。これらの事務につきまして、現在の類型答申で整理した場合ですが、手引の296ページを御覧いただければと思います。現在の答申につきましては、類型答申が11答申、個別答申が1答申となっております。

A3の資料を御覧いただければと思います。現在の類型答申と既存事務のうち同じような事務を12、13として整理しております。それ以外の事務を現時点では、14のその他で整理しております。12は、免許試験・許可・届出・登録・申請に付随しての収集。13は、補助・助成に付随しての収集となっております。

始めに、栄典・表彰等の選考事務に付随しての収集ですが、これらの事務においては、犯罪歴を収集しています。障害者雇用優良事業所等表彰については、障害情報について収集している結果となっております。相談・陳情・要望・意見等に付随しての収集について

は、人種から本人を非行少年等に関わる手続までと幅が広がっております。刊行物等の公になっているものから収集と作文等コンクールから収集と政党名・政治倫理等に付随しての収集については、現時点で回答をいただいているものはありません。国際交流事業に付随しての収集は、1事務であります。参加者の健診結果などを収集しております。訴訟・評価・指導・報告・懲戒処分等に付随しての収集については、信条から少年の保護事件に関わる手続までとなります。学生、職員の採用試験・入校に付随しての収集は、人種から保健指導までの情報を収集しているようになります。土地、家屋等の取得に付随しての収集は、信条のみとなります。病院・保健所等の診療等に付随しての収集は、病歴から少年の保護事件に関わる手続までとなります。犯罪被害のカウンセリングに付随しての収集についても、病歴から少年の保護事件に関わる手続までとなります。この中には、相談などに付随して収集している事務もありまして、複数の類型に○をつけている事務もあります。次に12ですが、免許試験・許可・届出・登録・申請に付随しての収集となります。これは現在の類型答申からは外れておりますが、事務数が多いものとして項目化したものとなります。収集している要配慮個人情報としては、病歴や障害情報など、7項目が該当しております。補助・助成に付随しての収集は、病歴から保健指導までの4項目が該当しているものであります。最後に、14その他です。類型答申に当てはまらないと思われるものとなりまして、現在のところ36事務となります。多いのが、保険に入るための収集や大会参加の要件となっていて収集しているものが多くなっております。

続きまして、A4版の資料の2ページにお戻りください。今後の進め方ですが、条例改正後も要配慮個人情報を取り扱うためには、審査会から答申を得る必要がございます。多数の事務に係る諮問が予想されますので、一括して諮問させていただければと思います。現在の答申につきましては、類型答申と個別答申の2種類があります。類型答申とは、複数の所属で共通して行われる取扱いをまとめて一つの適用除外事項として認める旨の審査会意見であり、同様の取扱いについては以後審査会への諮問は不要としております。個別答申とは、類型答申に該当しないため、個別の事務ごとに諮問された案件について取扱いを認める旨の審査会意見であります。答申事務に係る諮問・答申については、次のような分類や整理が可能と考えております。1つ目としては、既存の答申の対象項目を追加する場合となります。11の類型答申がありますが、要配慮個人情報を取り扱う事務は、これら既存の答申を取扱いの根拠としているものもありますので、要配慮個人情報の項目が11となることへの対応が必要になるものも生じると考えられます。例えば、県民からの相談を受け付ける事務においては、現在のところ、提供される個人情報について類型答申により思想等4項目の取扱いが認められておりますが、条例改正後は要配慮個人情報11項目全てについて認めることを実施機関から求められることが想定されます。これは相談業務となりますので、どのような相談があるか予想できないためと考えます。このような場合には、既存の答申における対象項目の追加を認めることで、引き続き取扱いの根拠とする方法が考えられます。2つ目として、新たな類型答申を設ける方法です。新たに取扱制限がかかる要配慮個人情報を取り扱う事務のうち、新たな類型答申を作成する必要もあると思います。

3つ目としまして、新たな個別答申を設ける方法になると思います。1つ目と2つ目の取扱いで根拠を得ることができない事務については、新たな個別答申と整理する必要があると考えております。

今回につきましては、各実施機関に事務の概要を提出いただきまして、現在の事務がどの類型に該当するかを整理したのようになりますが、全ての実施機関から回答が出ておりませんので、12月の審査会までには整理したいと考えています。現在は、131事務について分類しておりますが、最終的には増えてくると考えます。次に12月以降の審議の進め方についてお話をさせていただきます。諮問については一括して諮問させていただき、審査会の開催に先立ち、資料などは各委員へ配布させていただきたいと思っております。各事務の実態や項目の取扱いについて、意見がある場合は、各委員から質問を預かり、実施機関へ回答作成等を依頼したいと思っております。その後の審査会において、質問や回答を配布し、事務局が概要報告をしたいと思っております。審査会当日に出た質問については、事務局が回答

可能なものを除いて、次回審査会までに実施機関へ回答作成を依頼し、電子メール等により各委員へ順次回答していきたいと思っております。これらを繰り返しまして、3月の審査会までに全ての事務における取扱いの可否について判断できればと考えております。事務局からは以上となります。

佐々木会長 説明いただきました点について、質問などございませんか。手引の296ページにあるようなものを再度整理して、3月の審査会までに確定させるということですね。新たな類型がどのぐらいになるかは分かりますか。

事務局 現時点では、未定です。全国照会もしております他県での状況なども含めて整理できればと思っております。最終的には、その他で整理されている36事務について、類型答申で整理するなり、36事務の中でグループ化できるものがあれば整理していきたいと考えております。

桑村委員 確認ですが、国際交流事業に付随しての収集で、内閣府青年国際交流事業で健診その他の検査結果を収集しているようですが、その理由をもう一度お願いします。

事務局 はい。こちらにつきましては、内閣府において、応募要領で健康診断書の提出を求めているため収集しているものです。

桑村委員 もう一点ですが、資料の2ページ目の答申の整理ですが、「例えば～」の部分で思想等の4項目の取扱いが認められているとありますが、この4項目は、手引の思想、信条又は信教の4項目でいいですか。

事務局 そうなります。

桑村委員 その後の条例改正後は、11項目とありますが。

事務局 要配慮個人情報の11項目となります。表の一番右側になります。今回は、11が2種類ありまして、紛らわしい部分もございます。

中原委員 土地、家屋等の取得に付随しての収集で信条がありますが、具体的にはどのようなものでしょうか。

事務局 公共事業に伴って宗教施設の移転が必要となる場合に、土地や家屋等の所有者の宗教等に関する個人情報を収集する場合があります。

中原委員 宗教施設の移転ですね。一般的な場合ではなくてということですね。

佐々木会長 296ページの右側の収集の理由又は必要性のところにある程度まとまっていたね。

米谷委員 収集の理由や必要性が、今回11項目に増えることで、そのまま当てはまらない場合もあるということですね。

佐々木会長 収集の理由や必要性についても、その部分の修正も必要になるということですね。

事務局 どこまで認めるかの判断も必要になると思っております。相談であれば、何が話されるかわからないので、全て認めるのか。その他の事務であればどの程度まで認めるかの判断は必要になると思っております。

佐々木会長 今のような点も考えると、12月から2月までに間である程度まとめないといけないので、メールなどでもやりとりをする場合があります。

細川委員 12～14は、どのような整理だったのでしょうか。

事務局 12と13については、実施機関へ照会した中で、ある程度回答があったものでありまして、比較的まとまっていたので、項目化したものとなります。これらを必ず類型化しなければならないものではありません。14につきましては、現時点では、類型化が難しい事務で整理したものになりますので、今後事業の中身などを精査して、類型に含めることができるか、それとも個別に整理していくか検討を要するものとなります。

現在は、仮と考えていただければと思います。他県でも類型を整理していると思っておりますので、それらの調査結果も含めまして、類型を整理して次回の審査会にお示しできればと思っております。

佐々木会長 他に御意見や御質問がありますか。では、12月の審査会での取りまとめ状況などを持って検討するというところでよろしいでしょうか。

事務局 1点目の個人情報保護条例の改正につきましては、24日に県議会が開会いたしますので、そこで提案させていただきます。2点目の運用上の課題につきましては、条例改正が

適当ということで意見をいただきましてありがとうございました。条例改正に向けては、庁内調整等を踏まえた上で最終的な判断をさせていただければと思います。条例改正となるか運用基準での改正になるかもしれませんが、情報公開条例と統一的な方法で見直しを進めたいと思います。3点目につきましては、類型化も難しい作業となります。警察からもまだ来ていない部分もありますので、その部分を確定して、新しい類型なども提案できればと思います。12月は、新しい審議案件などもあれば、そちらもお願いすることになるとと思いますので、今後もよろしくお願いたします。